

笛南中学校 部活動に係る活動方針

本運営方針は笛南中学校のすべての運動部活動及び文化部活動に適用する。

- 1 学期中は週当たり 2 日以上（きずなの日を含む）の休養日（平日は少なくとも 1 日以上、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とする。）
- 2 活動時間は原則平日 2 時間、休日 3 時間とする。
- 3 *教育内大会の前週及び前日の土日は、学校長の許可を得たうえで両日に部活動を実施することができる。その場合は休養日を他の週休日に振り替える。
- 4 長期休業中の部活動は原則 1 日 3 時間とする。また、夏季休業中については、教育内大会参加日を除いて 14 日以内とする。
- 5 学校閉庁日及び年末年始は部活動を行わない。
- 6 平日の特別延長は、学校長の判断により決定する。
- 7 出張等により不在教員が多く生じ、安全確保が十分に行えないと学校長が判断した場合には、事前の予定を変更し、活動を中止したり短縮したりすることがある。

令和元年 7 月施行

~~~~~

### \*教育内大会

各種競技における選手権大会（市・県）、総合体育大会（市・県、関東）、および新人体育大会（市・県）をさす。